

IBM Cloud Garage Services Direct および IBM Watson Expert Services – Direct

以下に記載される場合を除き、IBM Cloud の「サービス記述書」の条件が適用されます。

1. クラウド・サービス記述書

IBM は、以下のリモートから実施されるサービスを提供します。本「サービス記述書」において、これらを「クラウド・サービス」といいます。すべてのサービスは、別途記載がある場合を除き、IBM の所在地で提供されます。本契約で別途定義されていない鍵括弧付きの用語は、第 7 条で定義されています。

1.1 IBM Cloud Garage Services Direct Design Thinking Workshop

本サービスは、Design Thinking ワークショップにおいて、お客様のビジネス上の問題/ユース・ケースを評価します。この評価に応じて、IBM Cloud サービスまたは IBM のその他のソリューションを活用したアプリケーションの構築を検討することができます。

このサービスでは、IBM は、IBM Design Thinking ワークショップを実施します。IBM Design Thinking は、既に広く認知されているデザイン・メソッドに加え、目標の丘、スポンサー・ユーザー、プレイバックという 3 つのプラクティスを拡充、世界各地の IBM Cloud Garage において実施された開発から得たナレッジをも適用します。

IBM Design Thinking ワークショップには、1 週間 (最大 5 日) 最大 3 名が含まれますが、これは IBM Cloud Garage またはその他の IBM 所在地における最大 96 人時間の提供ということを意味します。IBM Design Thinking ワークショップ・ユース・ケースは、お客様と IBM チームの間で協議して定義されます。関連するアクティビティは以下のとおりです。

- ユーザーのペイン・ポイントの特定
- ユーザーのペルソナの定義
- 解決策に関するブレインストーミング
- 仮説の特定と検証
- Minimum Viable Product (MVP) の定義
- IBM Cloud をソリューションのプラットフォームとして使用した、ハイブリッド・クラウド・アーキテクチャーおよび潜在的な統合ポイントを含む、テクニカル・ソリューション・アーキテクチャーの調査
- 必要に応じて、ワイヤーフレームを使用した概念デザインの作成

IBM がサービスを適切に提供するために必要な前提条件は以下のとおりです。

- お客様が、アーキテクト、ビジネス・リーダーおよび IT リーダー、ならびにプロダクト・マネージャーを選任すること。
- IBM が、ユーザー・エクスペリエンス・リーダー、ソリューション・アーキテクト/テクニカル・リーダーを選任すること。
- お客様が「アイデア」または「プロジェクト」を有し、IBM と事案をレビューしていること。

ワークショップの成果としては、合意された仮説および MVP プロジェクト定義があります。

IBM Cloud Garage Services Design Thinking サービスの成果物は、ワークショップの成果としての資料です。ワークショップの成果としての資料は、ワークショップの主なアイデア、テーマおよび洞察を取り込み、作成物や重要な決定事項を文書化し、最終的に提案された MVP ステートメントにどのようにしてチームが到達したのかを説明するものです。IBM は、本文書のソフトコピー (1 部) を PDF 形式で引き渡します。

1.2 IBM Cloud Garage Services Direct Prepare and Plan

本サービスでは、お客様に見込まれるユース・ケースを検証し、IBM Cloud 環境を構成する方法を提案します。

このサービスでは、IBM は、IBM Cloud 環境の使用に関する現在および将来の目標を特定し、その環境を構成して主要なユース・ケースを最も有効にサポートするプランを提供します。本サービスは、1 週間(最大 5 日間、最大 40 人時間)に IBM Cloud Garage またはその他の IBM 所在地で、連続して実施される 2 つのセッションで構成されます。本サービスは以下で構成されます。お客様のユース・ケースを検証し、必要なプラットフォーム要件/機能を決定する初回のアプリケーション・ディスカバリー・セッションならびに DevOps、ネットワーク、セキュリティ、および統合などのテーマを含む、アーキテクチャー開発のためのアプリケーション・アーキテクチャー・セッション。結果は、大まかなアプリケーション・アーキテクチャー文書および大まかな実装計画の形をとります。

IBM がサービスを適切に提供するために必要な前提条件は以下のとおりです。

- お客様のチームが、アーキテクト、ビジネス・リーダーおよび IT リーダー、ならびにプロダクト・マネージャーを選任すること。
- IBM のチームが、ソリューション・アーキテクトを選任すること。
- お客様がユース・ケースを定義していること。

IBM Cloud Garage Services Prepare and Plan の成果物は、アーキテクチャー・トポロジーおよび推奨事項を記述したソフトコピーの文書になります。ワークショップには、IBM Cloud 環境の実際の更新は含まれていません。

1.3 IBM Cloud Garage Services Direct MVP Build-up

本サービスは、IBM Cloud Garage またはその他の IBM 所在地で 1 週間にわたり IBM Cloud Garage プロジェクト実行チーム (4 名以上) を提供するもので、以下で構成されます。

- 二人一組のプログラマーとして最大 80 人時間にわたってお客様の開発者と協力する 2 名の IBM Cloud Garage の「開発者」が IBM 開発コンサルティングを提供することでお客様を支援します。
- 最大 24 人時間にわたる 1 名の IBM Cloud Garage の「技術リード」が IBM Cloud 開発製品シニア・コンサルティングを提供することでお客様を支援します。
- 最大 32 人時間にわたる 1 名以上の IBM Cloud Garage の「デザイナー」が「ユーザー・エクスペリエンス・デザイン」/ビジュアル・デザイン・コンサルティングを提供することでお客様を支援します。

本サービスには、お客様の各プロジェクトに対して必須の前提条件があります。

- IBM Cloud Garage Services Design Thinking サービスを、各プロジェクト・エンゲージメントの開始前に完了しなければなりません。

本サービスが MVP 開発プロジェクトの第 1 週目である場合、「インセプション」アクティビティーを実施し、その実施において、IBM Cloud Garage プロジェクト実行チームとお客様は、MVP アプリケーションの範囲を絞り込む「ユーザー・ストーリー」の優先リストについて合意します。この「ユーザー・ストーリー」のリストはチーム・リポジトリ・ツールに取り込まれます。「ユーザー・ストーリー」の優先順位は、IBM Cloud Garage Team と相談して、お客様の「製品オーナー」により、チーム・リポジトリ・ツール内で定期的にレビューと保守が行われます。

IBM Cloud Garage MVP Build-Up の成果物は、IBM Cloud で提供された、相互合意の一連の「ユーザー・ストーリー」とアプリケーション作成物になります。

1.4 IBM Cloud Garage Services Direct Architectural Consultancy

本サービスでは、IBM Cloud Garage またはその他の IBM 所在地で IBM Cloud の導入を支援する、1 名の IBM Cloud Garage の「アーキテクト」による、1 週間で最大 40 人時間のアーキテクチャー・アドバイザリー・コンサルティングを提供します。IBM Cloud Garage の「アーキテクト」は、エンタープライズ・ハイブリッド環境における、IBM Cloud の導入に関連する構造およびハイレベルな原則ならびに実現しうるプラクティスについてのソート・リーダーシップ、助言およびガイダンスを提供します。

本サービスには、ハードコピーおよびソフトコピーの成果物はありません。

1.5 IBM Cloud Garage Cloud-Native Developer Bootcamp Direct

このサービスでは、IBM Cloud Garage またはその他の IBM 所在地での、1名の講師による最大12名を対象とした、1週間連続で最大40人時間の研修サービスが提供されます。この研修は、IBM Cloud Developer スキルの学習に重点を置いた、レクチャーと実地演習の組み合わせで行われます。研修クラスは、お客様と IBM Cloud Garage チームにより相互に選択、調整された以下のトピックのサブセットで構成されます。

- クラウドネイティブ・アプリケーションの主要機能、手法およびアーキテクチャーを特定します。
- Twelve-Factor App およびマイクロサービスの概念を記述します。
- クラウド・アプリケーションの開発における devOps のロールを記述します。
- IBM Cloud へのクラウドネイティブ・アプリケーションの展開手順を特定します。

本サービスには、ハードコピーおよびソフトコピーの成果物はありません。

1.6 IBM Cloud Garage Developer Bootcamp Direct

このサービスでは、IBM Cloud Garage またはその他の IBM 所在地での、1名の講師による最大12名を対象とした、2週間連続で最大80人時間の研修サービスが提供されます。この研修は、ソフトウェア製品開発のために IBM Cloud Garage の「メソッド」を学びたいと思っている開発者のために設計されたブートキャンプです。研修は、IBM Design Thinking ミニセッション、ならびに「リーン・スタートアップ」および「エクストリーム・プログラミング」の概要から始まります。Bootcamp 参加者はその後、「インセプション・ワークショップ」、ならびに動作可能なコードを開発、提供するためのペア・プログラミング、リファクタリング、テスト駆動開発、継続的統合 (CI) および継続的デリバリー (CD) の日次イテレーションを完了します。

本サービスには必須の従属関係が2つあります。各受講者には、アクティブな IBM Cloud アカウントと、Sauce Labs のアカウントが1つずつ割り当てられていなければなりません。

本サービスには、ハードコピーおよびソフトコピーの成果物はありません。

1.7 IBM Watson Expert Services – Direct Learn (2 day)

本「クラウド・サービス」は、2日間の「学習」セッションを通じて、IBM Cloud 上で利用できる「Watson データおよび AI サービス」に関連するイネーブルメント・サービスをお客様に提供します。

本「クラウド・サービス」では、お客様は以下を提供する必要があります。

- 学習セッションのために概要をまとめた所定の前提事項。
- 技術に関する適切な「対象分野の専門家」(SME)、業務の「主題専門家」(SME)、または選ばれた「学習」セッションの説明で規定するお客様のその他の参加者、および必要な場合は、関連する利害関係者（「リード・アウト」-アクティビティ3の間）の参加。
- 特定された「Watson データおよび AI サービス」に対して別途取得された使用許諾。

IBM Watson Expert Services – Direct Learn (2 day) クラウド・サービスの使用許諾および適用範囲は以下になります。

- 2日間(各日8時間)、「学習」セッション。該当する場合は、ハンズオン・ラボの実習が含まれます。
- IBM SME が開発した Watson の標準プラクティスおよび方法論へのアクセス

1.7.1 実施されるアクティビティ

本「クラウド・サービス」には、以下のアクティビティが含まれます。

アクティビティ 1 – Watson Expert Services の学習のキックオフ・セッション

IBM は、「学習」セッションの構造に関する概要をリモートで提供し、「学習」セッションの適用範囲を設定します。IBM は、「アクティビティ 2」の開始前に完了する必要があるお客様の前提条件を特定します。

アクティビティー 2 – 学習セッション

IBM は、「アクティビティー 1」で特定された「Watson データおよび AI 学習」セッションに関して、ハンズオン・ラボ・セッション (該当する場合) を含む 2 日間の学習を提供します。

アクティビティー 3 – リード・アウト

IBM はお客様のエグゼクティブ・スポンサーとともに、「学習セッション・イネーブルメント」をレビューします。お客様の「学習」セッション参加者も、Watson テクノロジーを使用した体験について「フィードバック」を提供するよう求められます。「リード・アウト」セッションは、お客様の次の段階に関する高いレベルの協議によって締めくくられます。

1.8 IBM Watson Expert Services – Direct Learn (4 day)

本「クラウド・サービス」は、4 日間の「学習」セッションを通じて、IBM Cloud 上で利用できる「Watson データおよび AI サービス」に関連する 4 日間のイネーブルメント・サービスをお客様に提供します。

本「クラウド・サービス」では、お客様は以下を提供する必要があります。

- 「学習」セッションのために概要をまとめた所定の前提事項。技術に関する適切な「対象分野の専門家」(SME)、業務の「主題専門家」(SME)、または選ばれた「学習」セッションの説明で規定するお客様のその他の参加者、および必要な場合は、関連する利害関係者(「リード・アウト」-アクティビティー 3 の間)の参加。
- 特定された「Watson データおよび AI サービス」に対して別途取得された使用許諾。

「IBM Watson Expert Services – 学習 (4 日)」の「クラウド・サービス」の使用許諾および適用範囲は以下になります。

- 4 日間 (各日 8 時間)、「学習」セッション。該当する場合は、ハンズオン・ラボの実習が含まれません。
- IBM SME が開発した Watson の標準プラクティスおよび方法論へのアクセス

1.8.1 実施されるアクティビティー

本「クラウド・サービス」には、以下のアクティビティーが含まれます。

アクティビティー 1 – Watson Expert Services の学習のキックオフ・セッション

IBM は、「学習」セッションの構造に関する概要をリモートで提供し、「学習」セッションの適用範囲を設定します。IBM は、「アクティビティー 2」の開始前に完了する必要があるお客様の前提条件を特定します。

アクティビティー 2 – 学習セッション

IBM は、「アクティビティー 1」で特定された「Watson データおよび AI 学習」セッションに関して、ハンズオン・ラボ・セッション (該当する場合) を含む 4 日間の学習を提供します。

アクティビティー 3 – リード・アウト

IBM はお客様のエグゼクティブ・スポンサーとともに、「学習セッション・イネーブルメント」をレビューします。お客様の「学習」セッション参加者も、Watson テクノロジーを使用した体験について「フィードバック」を提供するよう求められます。「リード・アウト」セッションは、お客様の次の段階に関する高いレベルの協議によって締めくくられます。

1.9 IBM Watson Expert Services – Direct On Demand Consulting (Standard)

IBM Watson Expert Services の「オンデマンド・コンサルティング」は、お客様が「IBM サポート・ポータル」へのオンボードを行ってから 3 か月間、プロジェクト・ライフサイクルのすべてのフェーズの間、IBM のコグニティブ・エキスパート・リソースへのアクセスを補足的にリモートでお客様に提供します。

本「クラウド・サービス」には以下が含まれます。

- a. 5 人のユーザーを対象とした、「IBM サポート・ポータル」経由で提出されるリクエストによる、Watson Experts に関する無制限の Q&A。

- b. On Demand Consulting Watson Academy On-line Course へのアクセス。
- c. 定期的な On Demand Consulting ニュースレター
- d. 本「クラウド・サービス」の期間中にお客様が要求するコンサルティング・アクティビティーのためにリモートから利用できる、3時間のメンタリング時間。このアクティビティーの間に実行される作業の範囲と日程については、サービス実施の前に両当事者が書面により相互に合意するものとします。SME メンタリング時間は一度に使用するか、複数のアクティビティーに対して使用することができますが、最小 30 分間のブロックで、設定しなければなりません。SME メンタリング時間は払い戻しができず、3か月の期間が終了した時点で満了となります。

本「クラウド・サービス」は、以下の一般出荷可能（「非推奨」でも「実験用」でも「ベータ版」でもない）製品に取り組むお客様の支援に重点を置いています。

- Watson API
- Watson Studio、Watson Knowledge Catalog、および Analytics Engine
- Watson ビジネス・ソリューション

本「クラウド・サービス」は以下を含む広範なトピックにわたる支援を目的としています。

- 「ソリューション・アーキテクチャー」
- 導入計画
- 運用に関するベスト・プラクティス
- 「アップグレード」または「移行」の支援
- 「API メンタリング」
- 診断指導
- 「テスト」/「パフォーマンス」の調整ガイダンス
- 「知識」/「スキル共有」/「メンタリング」
- 「既存/レガシー・ソリューション保守」

本「クラウド・サービス」は、お客様が指名した最大 5 人の「許可ユーザー」に対して提供されます。

本「クラウド・サービス」は、技術上の問題の処理者を引き続き努めるべき「IBM サポート」組織の役割に代わるものではありません。テクニカル・インシデントは、本「クラウド・サービス」の範囲外です。IBM は、特定の製品に関するテクニカル・サポートの連絡先情報ならびにその他情報およびプロセスを規定する IBM Software as a Service サポート・ガイドを提供します。

IBM は、商業的に合理的な努力を払い、IBM 担当者の勤務地で、現地の祝日を除く、月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 5 時の間で 16 標準サービス時間 (2 営業日) 内に対応します。適用外とみなされる質問は、お客様が必要な支援を得るのに最適な代替ルートに関するガイダンスをもって処理されます。本「クラウド・サービス」は英語で提供されています。

1.10 IBM Watson Expert Services – Direct On Demand Consulting (Premium)

IBM Watson Expert Services の「オンデマンド・コンサルティング」は、お客様が「IBM サポート・ポータル」へのオンボードを行ってから 3 か月間、プロジェクト・ライフサイクルのすべてのフェーズの間、IBM のコグニティブ・エキスパート・リソースへのアクセスを補足的にリモートでお客様に提供します。

本「クラウド・サービス」には以下が含まれます。

- a. 10 人のユーザーを対象とした、「IBM サポート・ポータル」経由で提出された要求による、Watson Experts に関する無制限の Q&A。
- b. On Demand Consulting Watson Academy On-line Course へのアクセス。
- c. 定期的な On Demand Consulting ニュースレター
- d. お客様のプロジェクト、質問、懸念事項、潜在的なサービスについて協議するための「週一でのインターロック」の電話会議 (IBM が主催し、会議時間は 1 時間以内)。

- e. 本「クラウド・サービス」の期間中にお客様が要求するアクティビティーのために使用される、48時間のメンタリング時間。このアクティビティーの間に実行される作業の範囲のほか、日付と場所（リモートまたは IBM の所在地で提供）については、サービスのレンダリング前に両当事者が書面により相互合意するものとします。SME メンタリング時間は一度に使用するか、複数のアクティビティーに対して使用することができますが、IBM の所在地で使用する場合には最小 8 時間のブロックで、リモートで使用する場合には 1 時間のブロックで、設定しなければなりません。SME メンタリング時間は払い戻しができず、3 か月の期間が終了した時点で満了となります。

本「クラウド・サービス」は、以下の一般出荷可能（「非推奨」でも「実験用」でも「ベータ版」でもない）製品の処理についてお客様を支援することに重点を置いています。

- Watson API
- Watson Studio、Watson Knowledge Catalog、および Analytics Engine
- Watson ビジネス・ソリューション

本「クラウド・サービス」は以下を含む広範なトピックにわたる支援を目的としています。

- 「ソリューション・アーキテクチャー」
- 導入計画
- 運用に関するベスト・プラクティス
- 「アップグレード」または「移行」の支援
- 「API メンタリング」
- 診断指導
- 「テスト」/「パフォーマンス」の調整ガイダンス
- 「知識」/「スキル共有」/「メンタリング」
- 「既存/レガシー・ソリューション保守」

本「クラウド・サービス」は、お客様が指名した 10 人の「許可ユーザー」に対して提供されます。

本「クラウド・サービス」は、技術上の問題の処理者を引き続き努めるべき「IBM サポート」組織の役割に代わるものではありません。テクニカル・インシデントは、本「クラウド・サービス」の範囲外です。IBM は、特定の製品に関するテクニカル・サポートの連絡先情報ならびにその他情報およびプロセスを規定する IBM Software as a Service サポート・ガイドを提供します。

IBM は、商業的に合理的な努力を払い、IBM 担当者の勤務地で、現地の祝日を除く、月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 5 時の間で 16 標準サービス時間（2 営業日）内に対応します。適用外とみなされる質問は、お客様が必要な支援を得るのに最適な代替ルートに関するガイダンスをもって処理されます。「クラウド・サービス」は英語で提供されています。

2. コンテンツおよびデータ保護

お客様は、「EU 一般データ保護規則 (GDPR)」の対象となるお客様個人データを、以下の取引において IBM に提供しないものとします。IBM Cloud Garage Services Direct Design Thinking Workshop、IBM Cloud Garage Services Direct Prepare and Plan、IBM Cloud Garage Services Direct MVP Build-up、IBM Cloud Garage Service Direct Architectural Consultancy、IBM Cloud Garage Cloud-Native Developer Bootcamp Direct、IBM Cloud Garage Developer Bootcamp Direct および IBM Watson Expert Services – Direct Learn (2 Day)。

変更が生じた場合には、お客様は書面により IBM へ通知するものとし、<http://ibm.com/dpa>にある IBM の「データ処理補足契約書」(DPA) が、本契約に適用され、本契約を補足します。さらに、IBM およびお客様は、「DPA 別表」(DPA の記載のとおり)に同意します。「DPA 別表」および該当する場合にはカスタム・サービスの DPA に対する修正が本取引に適用されます。

IBM Watson Expert Services – Direct Learn (4 day)、IBM Watson Expert Services – Direct On Demand Consulting (Standard) および IBM Watson Expert Services – Direct On Demand Consulting (Premium) などの取引について、現行の EU 一般データ保護規則がお客様から提供される個人データに適用される場合に、

その適用範囲に限り、<http://ibm.com/dpa>にある IBM の「データ処理補足契約書」(DPA) および付随する「DPA 別表」が本契約に適用され、本契約を補足します。

3. サービス・レベル・アグリーメント

これらのサービスについて利用可能なサービス・レベル・アグリーメントはありません。

4. エンタイトルメントおよび課金情報

4.1 課金単位

以下の課金単位が本サービスに適用されます。

エンゲージメント – 「エンゲージメント」は、「クラウド・サービス」に関連するプロフェッショナル・サービス、研修サービスまたはその両方のサービスで構成されます。お客様は、請求期間中、「エンゲージメント」ごとに課金されます。

5. 追加条件

5.1 共通事項

お客様は、IBM が IBM の製品やサービスを拡張するよう提案できます(以下「フィードバック」といいます。)。お客様には「フィードバック」を提供する義務はなく、IBM はお客様が提供するすべての「フィードバック」を自由に使用できます。

5.2 提供される資料の権利の帰属

当該オフリングの履行により IBM が作成する資料、およびお客様に提供された資料(これらの資料のベースとなる既存の資料がある場合は、かかる既存の資料を除く)は、適用法で認められる限りにおいて職務著作であり、お客様に権利が帰属します。お客様は、当該資料を使用、実行、複製、表示、遂行、他への再使用許諾、配布および二次的著作物を作成する、取り消し不能で無期限の非排他的な国内外における無償の使用権を IBM に許諾します。

6. 許諾されるライセンス

6.1 既存資料に対するライセンス

「既存資料」が本「サービス記述書」に基づいてお客様に引き渡される「プロジェクト資料」に組み込まれている限りにおいて、IBM は、「既存ライセンス資料」ではない「既存資料」について、使用、実行、複製、表示、実演および二次的著作物作成のための取り消し不能(お客様の支払い義務を条件とします)で非独占的な全世界にわたる使用権をお客様に許諾します。

7. 定義

コンテンツ – 「コンテンツ」は、お客様もしくは IBM またはその許可ユーザーが、「クラウド・サービス」に、提供、アクセスを承認、または入力する、すべてのデータ、ソフトウェアおよび情報で構成されます(それぞれ「お客様のコンテンツ」および「IBM のコンテンツ」といいます)。「コンテンツ」には、本「サービス記述書」に基づき、IBM Watson と共に当該資料を使用することを目的として、お客様もしくは IBM、またはそれらの代理人により提供されるデータ、データベース、コンテンツ・コーパス、辞書、質疑応答、およびその他アノテーション付トレーニング・データまたはその他情報が含まれますが、これらに限定されません。明確化のために付言すれば、一方当事者の「コンテンツ」には、一般に利用可能なコンテンツや他方当事者の「コンテンツ」は含まれません。

既存資料 – 本「サービス記述書」のもとでお客様に納入されるもしくはアクセスが提供される(またはその両方)「IBM のコンテンツ」およびその他品目ではあるが、新たに創作されたのではない著作物、ならびに本「サービス記述書」のもとで当該著作物または品目に対して行われた改変または拡張をいいます。「既存資料」には、別の使用許諾契約またはクラウド・サブスクリプション契約が適用されるもの(以下「既存ライセンス資料」といいます。)があります。「既存ライセンス資料」の例には、Watson

Enhancements も含めた IBM Watson と「IBM コンテンツ」があります。IBM は、「既存資料」の独占的な所有者です。

IBM Cloud – IBM Cloud は、お客様が Watson Developer Cloud サービスを用いて開発したアプリケーションを導入する先となる、クラウド・プラットフォームです。

IBM Watson – 自然言語処理、テキスト、信号および画像処理、機械学習テクノロジーを使用した IBM のアナリティクス・プラットフォーム、またはデータやコンテンツの分析および処理のためのその他のコグニティブ機能です。例を挙げると、IBM Watson には、IBM Watson コーパス、IBM Watson モデル、IBM Watson アルゴリズム、アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) および関連するソフトウェア、サービスおよびツール、ならびに前記に対する二次的著作物、改変または拡張が含まれます。

ユーザー・モデル – エンタープライズ内のビジネス・プロセスに関連する特定の役割セットにおいて役割を果たす個人の典型的な記述。これらは、**アクター**または**ターゲット・ユーザー**としても知られています。この記述は、提供されたビジネス・プロセスに関与する個人の本質を表現したものになります。この本質には、次のようなトピックが含まれます。ビジネス上の責任の範囲および目的、それぞれの作業モード (例: 事務所での作業、出張)。

プロジェクト資料 – 本「サービス記述書」に基づいて、IBM がお客様のために創作し、お客様に納入した著作物をいいます。「プロジェクト資料」には「既存資料」は含まれません。

ソリューション・アーキテクチャー – エンタープライズ向けに区別された、重点を絞ったビジネス運用またはビジネス・アクティビティをサポートする、IT コンポーネントの構造、相互作用および要件に関する記述。

ユース・ケース – 一般的にアクターとシステムの間、意図された成果を達成するための一連の対策、イベント、またはステップ。アクターは、人間またはその他の外部システムになります。

ユーザー・シナリオ – エンド・ユーザーと IBM Watson ソリューションおよび関連するシステム間の対話に関するエンドツーエンドの記述をいい、「ソリューション」の適用範囲、機能および機能以外について高度な要件を定義します。この詳細事項は設計および「ソリューション」の決定を伝達するのに役立ちます。「ユーザー・シナリオ」は「プロジェクト資料」ではありません。

データ処理補足契約書別表

このデータ処理補足契約書別表 (以下「DPA 別表」といいます。) は、以下のサービスに対する DPA の詳細を規定するものです。

- IBM Watson Expert Services – Direct Learn (4 day)
- IBM Watson Expert Services – Direct On Demand Consulting (Standard)
- IBM Watson Expert Services – Direct On Demand Consulting (Premium)

1. 処理

IBM は、SD 等に記載され、かつ本 DPA 別表で補足される内容に基づき「サービス」のために「お客様個人データ」を処理します。

1.1 処理活動

「お客様個人データ」に関する処理活動は以下の通りとします。

- 結合 (Combines)
- 削除 (Deletes)
- 非表示 (Hides)
- 不明瞭化 (Obscures)
- 構文解析 (Parses)
- 読み取り (Reads)
- 受領 (Receives)
- 送信 (Sends)
- 共有 (Shares)
- 保存 (Stores)
- 変換 (Transforms)
- 更新 (Update)

2. お客様個人データ

2.1 データ主体カテゴリー

- お客様の従業員 (パートタイム従業員、臨時雇用者、ボランティア、赴任者 (アサイニー)、研修員、退職者、内定者および応募者を含みます。)
- お客様子会社・関連会社の従業員 (パートタイム従業員、臨時雇用者、ボランティア、赴任者 (アサイニー)、研修員、退職者、内定者および応募者を含みます。)
- お客様の (見込み) 顧客 (これら (見込み) 顧客が個人の場合)
- お客様のビジネス・パートナー (これらビジネス・パートナーが個人の場合)
- お客様への訪問者
- お客様の購買取引先および従契約者 (これらが個人の場合)
- お客様の代理人、コンサルタントおよびその他の専門家 (業務委託先)

上記に列記された情報は、「サービス」提供において一般的に処理される可能性のある「データ主体カテゴリー」のリストです。

お客様は、「サービス」の性質により、IBM が上記の「データ主体カテゴリー」を確認または維持管理できないことを了承するものとします。したがって、お客様は、上記リストに対する必要な変更につい

て、電子メールにて IBM に通知するものとします。IBM は、上記に記載されたすべての「データ主体」の「個人データ」を TD に従い処理します。「データ主体カテゴリー」の変更により両当事者が合意した「処理」方法に変更が生じる場合、お客様は DPA に従い IBM に追加の指示を提供するものとします。

2.2 個人データの種類および個人データの特殊カテゴリー

2.2.1 個人データの種類

次のリストは、「サービス」提供において一般的に処理される可能性のある「お客様個人データ」の「種類」です。

- 個人の能力と資格
 - 職業または雇用に関する情報
- 個人の特徴
 - 意見
 - 個人の嗜好および関心
- 個人の習慣および活動
 - 行動
 - 消費リソース
- 個人の身分
 - 個人
 - オンライン・アクセスおよび認証資格情報
 - オンライン接続およびネットワーク接続データ
 - オンライン ID
 - 個人名
 - テクノロジー ID

2.2.2 特殊カテゴリーの個人データ

次のリストは、「サービス」提供において一般的に処理される可能性のある「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」です。

- 該当なし

2.2.3 共通事項

上記の第 2.2.1 項および第 2.2.2 項のリストは、「サービス」提供において一般的に処理される可能性のある「お客様個人データ」の「種類」および「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」です。

お客様は、「サービス」の性質により IBM が上記の「お客様個人データ」の「種類」および「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」を確認または維持管理できないことを了承するものとします。したがって、お客様は、上記リストに対する必要な変更について、電子メールにて IBM に通知するものとします。IBM は、すべての「種類」の「お客様個人データ」および「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」すべてを本契約に従い処理します。「お客様個人データ」の「種類」および「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」の変更に伴い両当事者が合意した「処理」方法に変更が生じる場合、お客様は DPA に従い IBM に追加の指示を提供するものとします。

3. 技術的および組織的措置と当事者の責任分担

「サービス」に適用される、各当事者の責任分担を含む技術的および組織的措置 (以下「TOMs」といいます。) は、プロジェクトの開始時に決定するものとします。

「お客様は、上記に記載の、または適用されるデータ保護法によって必要とされる範囲内において、適切な TOMs を導入・履行する義務があることを確認します。」

4. お客様個人データの削除および返却

お客様は、「サービス」が終了または解約されるまでの間、「お客様個人データ」を削除または複製することができます。IBMは「サービス」の終了時にすべての「お客様個人データ」を削除します。

5. 各国間データ移転

- 該当なし

6. データ・プライバシー・オフィサーその他の管理者

お客様は、お客様のデータ・プライバシー・オフィサーおよび他の各「管理者」(他の「管理者」のデータ・プライバシー・オフィサーを含みます。)に関する完全、正確かつ最新の情報を電子メールにて提供する責任を負います。

7. IBMのプライバシーに関する窓口

IBMのプライバシーに関する窓口は、DPA.Help.project@uk.ibm.comです。